

令和4年9月16日判決言渡し 同日原本交付 裁判所書記官

令和4年(ネ)第817号 損害賠償等請求控訴事件

(原審・神戸地方裁判所令和2年(ワ)第1465号)

口頭弁論終結日 令和4年6月15日

判

決

控訴人(被告)

同訴訟代理人弁護士

兵庫県赤穂市加里屋98番地16

被控訴人(原告)

公益社団法人日本パワーリフティング協会

(以下「被控訴人協会」という。)

同代表者代表理事

古 城 資 久

被控訴人(原告)

(以下「被控訴人」という。)

上記両名訴訟代理人弁護士

同

同

同

主

文

1 本件控訴をいずれも棄却する。

2 原判決主文5項に「被告」は、別紙ウェブサイト目録記載1に掲載された別紙投稿目録記載2の投稿」とあるのを「控訴人は、原判決別紙ウェブサイト目録記載1のウェブサイトに掲載された原判決別紙投稿目録記載2の投稿」と更正する。

3 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 上記部分につき、被控訴人らの請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

- 1 本件は、原審共同被告 [] (以下「 [] 」という。) が、原判決別紙投稿目録1ないし7の各投稿 (これらをそれぞれ「本件投稿1」などといい、これら各投稿全てを併せて「本件各投稿」という。) をインターネット上のウェブサイトに掲載し、控訴人が本件投稿2を上記ウェブサイトに掲載するとともに、原判決別紙録音目録記載の内容を含む会話の録音データ (以下「本件録音」という。) をダウンロードすることができるURLを貼り付け、ダウンロードに必要なパスワードを記載したメールを被控訴人協会の多数の会員に送信したこと (以下「本件録音送信」という。) について、その投稿内容等の一部が被控訴人らの名誉を毀損するとして、不法行為に基づき、以下のとおりの損害賠償金及び遅延損害金の支払を求めるとともに、 [] 及び控訴人に対し、民法723条に基づき、被控訴人らの名誉回復のための適当な処分として、 [] に対しては本件各投稿の削除を、控訴人に対しては本件投稿2の削除をそれぞれ求める事案である。

- (1) [] による令和2年2月15日から同年5月15日までの被控訴人協会に関する投稿 (本件投稿1、3ないし7) につき、被控訴人協会の [] に対する請求

損害賠償金330万円 (慰謝料300万円、弁護士費用30万円) 及びこれに対する最終の不法行為の日である令和2年5月15日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金

- (2) [] による令和2年2月15日から同年5月6日までの被控訴人 [] に関する投稿 (本件投稿1、3、6) につき、被控訴人 [] の [] に対する請求
損害賠償金110万円 (慰謝料100万円、弁護士費用10万円) 及びこれ

に対する不法行為の日である令和2年5月15日から支払済みまで民法所
定の年3分の割合による遅延損害金

- (3) 及び控訴人による令和2年3月22日の被控訴人協会に関する投稿(本
件投稿2)につき、被控訴人協会の 及び控訴人に対する請求

損害賠償金110万円(慰謝料100万円、弁護士費用10万円)及びこれに
対する不法行為の日である令和2年3月22日から支払済みまで民法所定の
年3分の割合による遅延損害金

- (4) 控訴人による令和2年6月28日の被控訴人 に関する本件録音送信に
つき、被控訴人 の控訴人に対する請求

損害賠償金330万円(慰謝料300万円、弁護士費用30万円)及びこれ
に対する不法行為の日である令和2年6月28日から支払済みまで民法所定
の年3分の割合による遅延損害金

原審は、上記(1)の請求のうち88万円(慰謝料80万円、弁護士費用8万円)及
びこれに対する上記(1)同旨の遅延損害金の支払を、上記(2)のうち55万円(慰謝
料50万円、弁護士費用5万円)及びこれに対する上記(2)同旨の遅延損害金の支
払を、上記(3)のうち22万円(慰謝料20万円、弁護士費用2万円)及びこれに
対する上記(3)同旨の遅延損害金の連帯支払を、上記(4)のうち55万円(慰謝料5
0万円、弁護士費用5万円)及びこれに対する上記(4)同旨の遅延損害金の支払を
求める限度で認容するとともに本件各投稿の削除請求をいずれも認容し、その余
をいずれも棄却したところ、控訴人が敗訴部分を不服として控訴した。なお、
は、原判決に対して不服を申し立てなかったので、原判決は に対する関係
で確定した。

2. 前提事実、争点及びこれに関する当事者の主張は、次のとおり補正し、後記3
のとおり当審における控訴人の補充主張を付加するほかは、原判決の「事実及び
理由」の「第2 事案の概要」の2及び3(別紙及び別表を含む。原判決4頁5
行目～7頁24行目、11～22頁)に記載のとおり(ただし、 のみに関す

る主張部分を除く。引用する部分における「被告[]」はいずれも「[]」に、「被告ら」はいずれも「[]及び控訴人」に読み替える。）であるから、これを引用する。

- (1) 原判決4頁20行目から21行目にかけての「別紙ウェブサイト目録記載1又は2のSNS (facebook) において」を「原判決別紙ウェブサイト目録記載1及び2のURLで特定される、「パワーリフティングをメジャーに」(同目録記載1) 及び「JPAのことを何でも話し合うグループ」(同目録記載2) のグループ名が付されたソーシャルネットワーキングサービス(フェイスブック) 上のウェブサイトにおいて」に改める。
- (2) 原判決4頁23行目の「別紙ウェブサイト目録記載1において」を「原判決別紙ウェブサイト目録記載1のURLで特定されるウェブサイトにおいて」に改める。
- (3) 原判決4頁25行目の「被告[]は、」の次に「令和2年6月28日、」を加える。
- (4) 原判決6頁9行目の「原告専務理事の立場にあり」を「被控訴人協会の専務理事の立場にあり」に改める。
- (5) 原判決7頁20行目の「棄損」を「毀損」に改める。
- (6) 原判決7頁24行目末尾に次のとおり加える。

「仮に慰謝料が発生するとしても、被控訴人協会は、公益社団法人であり、国民の税金を使って運営している組織であること、及び、被控訴人[]は、被控訴人協会の理事であり、公的側面を持っていることを考慮するべきである。」

- (7) 原判決22頁の「本件録音送信(送信者被告[])」欄の「原告らの主張」欄のうち「意見ないし論評」欄の3行目末尾に、改行して「③被控訴人[]は、殺人犯である。」を加える。

3 当審における控訴人の補充主張

- (1) 本件投稿2について

5 控訴人は、当時の被控訴人協会の執行部、特に被控訴人[]と[]の関係が悪く、[]の会員資格停止議案が提出されたり撤回されたりすることが目に余り、「リンチ」であるとの考えを深めたものである。当時のフェアプレイ委員会委員長が作成し、被控訴人協会会員全員に配布された文書にも同様のことが記載されていたのであるから、上記の事情は会員に周知されていた。よって、本件投稿2につき控訴人が記載した部分が違法であるということとはできない。

(2) 本件録音送信について

10 本件録音で言及されている事実は、被控訴人[]が自ら公の席で述べていたことである。被控訴人[]が人を殺したことを認めたものではないが、控訴人も被控訴人[]が殺人をしたと述べたつもりはない。

第3 当裁判所の判断

15 1 当裁判所も、被控訴人協会の控訴人に対する本件投稿2に関する請求は、損害賠償金22万円及びこれに対する令和2年3月22日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払（[]との連帯支払）並びに本件投稿2の削除を求める限度で理由があり、被控訴人[]の控訴人に対する本件録音送信に関する請求は、損害賠償金55万円及びこれに対する令和2年6月28日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるが、その余は理由がないものと判断する。その理由は、次のとおりである。

20 2 争点(1)（本件投稿2及び本件録音送信による被控訴人らの社会的評価の低下）

25 (1) 本件投稿2の摘示事実は、原判決別表の本件投稿2（投稿者被告ら）の「原告らの主張」欄の「摘示事実」欄の項目のとおりで当事者間に争いがない。これによれば、被控訴人協会は、[]県協会から、[]が被控訴人協会の正会員である限り令和元年9月のクラシックマスターズを開催しないと連絡を受けたことなどを理由に、[]の正会員資格を停止したという事実を摘示し、こうした処分が、被控訴人協会による[]に対するリンチのようなものであるとい

う意見を加えることによって、被控訴人協会が正当な理由がないのに見せしめのために正会員を処分する団体であるという評価を表明するものである。そして、証拠（甲2の2）によれば、控訴人は、[]による投稿に続けて控訴人自身による投稿をし、それを受けて[]がした投稿を前提とした投稿を更に続け、これによって[]と共同して、フェイスブック上のウェブサイトにおいて本件投稿2を公開していることが認められる。そして、証拠（甲4〔枝番を含む〕）によれば、同ウェブサイトの公開範囲は限定されておらず、誰でも閲覧が可能であり、不特定多数の者が閲覧可能な状態となっていることが認められる。以上によれば、控訴人は、[]と共同して本件投稿2を行い、それによって、被控訴人協会の社会的評価を低下させたと認められる。

- (2) また、本件録音送信の摘示事実のうち、原判決別表の「原告らの主張」欄の「摘示事実」欄の項目①ないし③の事実を摘示したことは、当事者間に争いが無い。

そして、証拠（甲3〔枝番を含む〕）によれば、控訴人は、本件録音において、被控訴人[]に「乗っ取られた」病院の「理事」が階段から蹴飛ばされて死亡したこと、その証拠書類は誰かが全部燃やしたこと、これをさせたのが被控訴人[]であると発言していることが認められ（甲3〔枝番を含む〕）、その文脈からは、原告[]が当該「理事」を殺害し、証拠書類を燃やして隠滅したことを摘示するものであるということが出来る。よって、控訴人が、原判決別表の「本件録音送信（送信者被告[]）」欄の「原告らの主張」欄の「摘示事実」の項目の④の事実も摘示したというべきである。

したがって、控訴人は、被控訴人協会の代表理事である被控訴人[]が被控訴人協会の財産を私的に流用しているほか、病院の買収やその後の経営に問題があり、悪質な方法で、悪意を持って病院を乗っ取っている、買収した病院の理事を殺害して証拠を隠滅したとの事実を摘示する本件録音の入手方法を、32名の被控訴人協会の会員に対して伝え、入手した会員が更に不特定

多数の者に本件録音を広めることが可能な状態としたのであるから、本件録音送信は、被控訴人■の社会的評価を低下させるものであるといえる。

3 争点(2) (違法性阻却事由の存否)

- (1) 控訴人は、本件投稿2の内容について、摘示した事実が真実であるか、又は真実であると信ずることについて相当な理由がある旨主張する。

しかしながら、控訴人は本件投稿2について、いかなる事実を根拠として■に対する被控訴人協会の措置が著しく不当であると主張するのかを明らかにせず、かつその立証もしない。よって、この点に関する控訴人の主張は、採用できない。

- (2) 控訴人は、本件録音の内容について相当性がある旨主張する。しかしながら、証拠(乙12、14)によれば、被控訴人■が、雑誌に乗っ取り屋だと書かれたことがあると発言したことは認められるものの、それ以上に、控訴人が、本件録音で摘示した事実に関して、真実であること、あるいは真実であると信ずるについて相当の理由があることを認めるに足りる証拠はない。

したがって、この点に関する控訴人の主張も採用できない。

4 争点(3) (原告らの損害額と本件各投稿の削除)

- (1) 本件各投稿及び本件録音送信の各内容や態様に加え、これらが証拠(甲2、乙12～14〔枝番があるものについては、枝番を含む〕)によって認められる被控訴人協会内における被控訴人■と控訴人及び■との一連の対立関係の中でされたものであること等一切の事情を考慮すると、被控訴人らの慰謝料及び控訴人及び■の違法行為と相当因果関係のある弁護士費用の各金額は次のとおりとするのが相当である。

ア 控訴人及び■の被控訴人協会に対する慰謝料等(本件投稿2)

慰謝料20万円及び弁護士費用2万円

イ 控訴人の被控訴人■に対する慰謝料等(本件録音送信)

慰謝料50万円及び弁護士費用5万円

(2) また、本件投稿2が公開され続ければ、被控訴人協会の社会的評価の低下が継続することになる一方、控訴人が本件投稿2を削除することにさしたる負担はない。よって、被控訴人協会の名誉回復のための適当な処分として、控訴人において、自ら投稿した本件投稿2につき削除を命じる必要性がある。

5 当審における控訴人の補充主張に対する判断

(1) 本件投稿2について

控訴人は、本件投稿2に自らが投稿した部分の意見について、同様の意見を表明するフェアプレイ委員会委員長が作成した文書が存在するとして、上記意見を記載した投稿に違法性はない旨主張する。

しかしながら、控訴人は、[REDACTED]に対する正会員資格停止措置が被控訴人協会によって正当な理由なく行われたとの事実を摘示した[REDACTED]による投稿に続けて、[REDACTED]に対する正会員資格停止措置は同人に対するリンチであるなどと記載した投稿をすることによって、[REDACTED]による投稿部分と一体となって原判決別表の「本件投稿2（投稿者被告ら）」欄の「原告らの主張」欄の「摘示事実」欄記載の事実を摘示したものである。

したがって、自らが記載した投稿部分のみを取り上げてこれに類似した意見があるとしても、それによって本件投稿2に関する控訴人の行為の違法性が阻却されるものではない。

以上のとおり、本件投稿2に関する控訴人の補充主張は採用できない。

(2) 本件録音送信について

控訴人は、本件録音で控訴人が言及している事実、被控訴人[REDACTED]が公の席で述べていたと主張する。しかしながら、被控訴人[REDACTED]は、雑誌に乗っ取り屋だと記載されたことがあると発言したにすぎず、控訴人主張の上記主張事実が認められないことは、前記3(2)で説示したとおりである。

また、本件録音における控訴人の発言は、被控訴人[REDACTED]が人を殺したとの事実を摘示するものであると認められることは、前記2(2)で説示したとおりであ

り、これを否定する控訴人の主張は採用できない。

よって、本件録音送信に関する控訴人の補充主張は採用できない。

第4 結論

以上によれば、被控訴人らの控訴人に対する請求は、第3の1の限度で理由があるからこれらをいずれも認容し、その余は理由がないからこれらをいずれも棄却すべきであるところ、これと同旨の原判決は相当である。よって、本件控訴は理由がないから、これをいずれも棄却すべきである。

なお、原判決主文5項に「被告[]は、別紙ウェブサイト目録記載1に掲載された別紙投稿目録記載2の投稿」とあるのは、「控訴人は、原判決別紙ウェブサイト目録記載1のウェブサイトに掲載された原判決別紙投稿目録記載2の投稿」の明白な誤りであるから、民事訴訟法257条によりこれを上記のとおり更正することとし、その旨を明らかにすることとする。

よって、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官

牧 賢 二

裁判官

和 久 田 斉

裁判官

西 森 み ゆ き

これは正本である。

令和 4 年 9 月 1 6 日

大阪高等裁判所第 1 2 民事部

裁判所書記官

中 村 由 夏

